

## 神奈川県薬物濫用防止条例の一部改正の概要

### 1 改正する条例の名称

神奈川県薬物濫用防止条例（平成 27 年神奈川県条例第 10 号）

### 2 改正の理由

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 5 号、以下「改正法」という。）により、麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号、以下「麻向法」という。）に規定される「麻薬」の定義に、大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和 23 年法律第 124 号、旧大麻取締法）で定義される「大麻」が含まれたため。

### 3 改正の内容

改正法による麻向法の一部改正に伴い、「麻薬」の定義に「大麻」が含まれたことから、本条例中の「薬物」の定義から「大麻」を削除するとともに、所要の改正をした。

### 4 施行日

公布の日から起算して 9 月を超えない範囲内において規則で定める日